

吉田町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、吉田町教育委員会（以下「委員会」という。）が行う、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の前年度の吉田町教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち、教育行政の推進上重要な課題に係るもの、その他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

(事務事業点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、吉田町教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の選定並びに委員会が行った点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者の定数は、2人とし、教育に関し学識経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、委嘱した日の属する年度末日までとする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者の報酬は、1回につき7,000円とする。

7 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。